

中小企業の経営者の方は必見!

消費税「インボイス制度」について 講習会のご案内

もうご準備はできていますか?

免税事業者の方は早めの対策が必要です!

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「**適格請求書発行事業者**」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この制度について税理士による講習会を実施いたします。普段疑問に思っていることや、お悩み等を解決されませんか。こちらの講習会は無料となっております。お気軽にご利用ください。



◆開催日時 **令和4年4月8日(金) 14:00~16:00**

◆会場 鹿島商工会館 3階大会議室【鹿島市大字高津原4296-41】

◆講師 池田 健一氏【税理士】

◆参加費 **無料**

◆主催 鹿島商工会議所 **TEL** 0954-63-3231

◆申込方法 下記の必要事項にご記入の上、FAXにてお申し込みください。



◆鹿島商工会議所 行

令和4年 月 日

「インボイス制度」講習会 申込書

FAX 0954-63-3235

事業所名

電話番号

参加者

参加される方全員を
フルネームでご記入ください

※ご記入いただいた個人情報等は、本講習会目的のみに使用いたします。

詳細については鹿島商工会議所 TEL: 0954-63-3231 までお問い合わせください。